

○商工会会員交流イベントを開催

2月15日(土)～16日(日)1泊2日で会員の親睦を目的に開催しました。

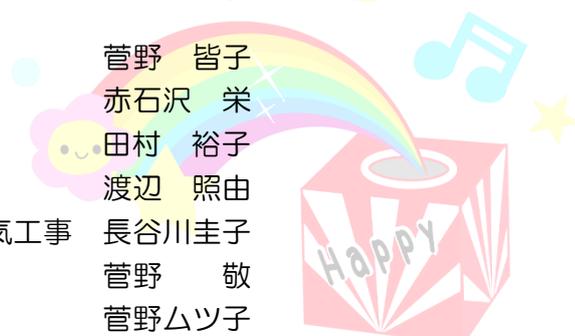
当日は、記録的な大雪の影響により、ボウリング大会と講話会は中止とし、交流事業については参加できる方のみでの実施となりました。

道路状況が悪い中会員の皆様に参加いただき、当日はみちのくボンガーズのテンパラ(しなだ かずひさ、天竺一、おかちゃん)によるライブショーと、ボウリング大会の表彰の代わりに大抽選会を行い結果は、下記のとおりです。

参加された方からは「記憶に残る(大雪も含めて)交流会になったね!」との声が聞かれました。今後も、会員の皆様が交流できるような場を持ちたいと思っておりますので、その際はご参加をよろしくお願ひします。

1 位	(自転車)	押口商店	菅野 皆子
2 位	(ネスカフェバリスタ)	中華琥珀	赤石沢 栄
3 位	(お米)	事務局	田村 裕子
10位	(缶ビール)	協北工建	渡辺 照由
15位(当日賞)	(血圧計)	(有)長谷川電気工事	長谷川圭子
20位	(カップ麺)	押口商店	菅野 敬
ブービー賞	(お菓子の詰合せ)	(有)菅野建業	菅野ムツ子
ブービーメーカー賞	(大吟醸)	(有)長谷川電気工事	長谷川長喜

(敬称略)



○税理士会個別指導会のご案内

下記の日程にて、開催しますので事前予約のうえご出席下さい。

1. 日時 第1回目 平成26年3月10日(月)
 第2回目 平成26年3月14日(金)
 ※時間帯につきましては、予約時にお申出下さい。
午前の部 9:00~12:00
午後の部 13:00~16:00



2. 場所 飯舘村商工会臨時事務所
 3. 講師 若竹信雄 税理士 (相馬市)
 4. 所得税関係持参物

- ①青色申告決算関係書類 ②確定申告書類 ③現金出納帳 ④経費帳
 ⑤各種証明書 **※控除証明書がない場合は、各保険料の控除が受けられません。**
 (国民年金保険料、**小規模企業共済**※、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料等)
 ⑥公的年金等の源泉徴収票 ⑦給与所得のある方は給与所得の源泉徴収票
 ⑧扶養する方の氏名・生年月日
 ⑨**東電賠償金内訳**(合意書と一緒に同封されてきた書類です。)

小規模企業共済※

平成25年10月~12月新規加入者へ「掛金払込証明書」(右記参照)が平成26年2月上旬に独立行政法人中小企業基盤整備機構から発送されています。

手続き等の不備により「掛金払込証明書」が届かない場合もありますので、その場合は加入申込された際に発行された「領収書」をご持参下さい。



5. 消費税持参物

- ①消費税申告書
 ◆簡易課税申告者 ○H25年分の課税売上高を把握して下さい。
 ◆本則課税申告者 ○H25年分の課税売上高及び課税仕入高を把握して下さい。
 ○H25年中に減価償却資産を購入した方は、契約書等

○感謝状を授与されました

1月22日に株式会社日本政策金融公庫より、マル経融資制度40周年を記念して、永年にわたり小規模事業者経営改善融資制度の普及と推進に尽力したことに対し、商工会臨時事務所内で感謝状を授与されました。

株式会社日本政策金融公庫は、昨年要望活動した結果、取扱支店がいわき支店から**福島支店**へかわりましたので、会員皆様のご利用にもお役立てできることと思いますので、是非ご利用ください。



○青年部活動報告

「すいとん街道」PR事業（県補助金）を受けて、1月25日（土）～26日（日）にかけていやしの宿
いいたてで行われた「いいたてといいざか交流事業」の中で来場者に豚汁すいとんを振る舞いました。

来場者からは、「寒い時期に体の芯まで温まっていいね。」「すいとん懐かしいな〜。」と大変喜ばれま
した。なお、同会場では他に模擬店が出店され地元の飯坂町商工会青年部の協力で餃子もふるまわれました。



○「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

（平成26年4月1日以降作成されるものに適用します）

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成
される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税と
されていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、**受取金額が5万円未満**のものについ
て非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その
受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、
金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」

「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有
価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

（注）1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤
納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けるこ
とができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤
納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注
意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又
は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額
等が明らかとなる場合には、その消費税等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めない
こととされています。



○国税の申告・納税等の期限延長が終了します（国税庁からのご案内）

東日本大震災による災害等に伴い延長されていた福島県下12市町村に係る国税の申告・納税等の期限延長措置が終了することとなりました。

ただし、これまでの複数年分の申告・納付に係る負担軽減の観点から平成27年3月31日までの1年間を手続き期間として設定（災害による申告期限延長申請）※します。この手続き期間をもって申告等が困難である場合は、所轄税務署または、最寄りの税務署へ連絡することで更なる延長が可能です。

また、申告は可能であっても、一時に納付が困難な場合は、平成27年6月1日（月）までに申請すると平成27年4月1日以降最長3年間の納付猶予を受けることができます。

※災害による申告期限延長申請

1. 申告書を書面で作成する場合の記載方法

①申告書の右上の余白に「平成27年3月31日まで期限延長を申請」と記載して下さい。

②福島県下12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）納税地を有する方で、当該納税地以外の場所に避難している場合は、住所欄の記載を次のとおりとして下さい。

イ 申告書の「住所（又は居所）」欄には、被災時の住所地（納税地）を記載します。

ロ 申告書の「平成〇年1月1日の住所」欄は、「避難先」と記載のうえ、避難先の居所及び連絡先の電話番号を記載します。

【記載例】

税務署長		平成 年 月 日		平成 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の確定申告書A		FA0019	
イ	住所 (又は居所)	〒979-XXXX		フリガナ		第一表 (平成二十)	
		南相馬市〇〇〇X-X		氏名		印	
				性別		世帯主の氏名	
				男女		世帯主との続柄	
ロ	平成 年 1月1日 の住所	避難先 〒XXXX-XXXX		生年月日		電話番号	
		〇〇市△△町XX-X 電話番号 XXX-XXX-XXXX				日 宅・勤務先・携 帯	

○申告された方へのお知らせ

被災地の納税地が福島県の下記の地域内にあった方の申告所得税、消費税及び地方消費税などの納付については次のとおりとなります。

（地域）田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、**飯舘村**

☆納付方法

○口座振替の届出をされている方は

平成27年4月以降に口座振替を実施します。

※詳しい口座振替日や振替に当たって注意していただきたい事項については平成27年1月以降に個別にご案内します。

なお、口座振替日前に納付を希望される方は、納付書を使用して、最寄りの金融機関等の窓口で納付して下さい。

○現金で納付される方は

平成27年3月31日（火）までに納付書を使用して、最寄りの金融機関等の窓口で納付して下さい。



相馬税務署 TEL 0244-36-3111